

行政制度調整表

専門部会	5	建設部会	分類	2	町(村)営住宅状況
分科会	4	公営住宅分科会	調整項目	1	募集・管理等事務

中条町担当	町民福祉課	住宅係	担当者名	佐藤 正
黒川村担当	建設課	係	担当者名	中川 一好

現 況			調 整 方 針	備 考
記載事項	中 条 町	黒 川 村		
町(村)営住宅戸数	二葉町 簡易耐火平屋 63戸(空家を含む) 中層耐火 6棟96戸 合計 159戸	黒川 簡易耐火平屋 20戸 木造耐火二階 11戸 簡易耐火二階 20戸 計 51戸 東牧 簡易耐火平屋 49戸 木造耐火二階 43戸 計 92戸 坪穴 簡易耐火平屋 4戸 簡易耐火二階 3戸 計 7戸 合計150戸	現行のとおりとする。	
募集事務等	入居者の公募の方法 掲示板・広報・各戸回覧等により公募する。 入居者の受付 随時募集受付。 入居者の選考 町(村)営住宅入居申込書をもとに同居親族要件、入居収入基準、住宅困窮状況を調査し、入居者を決定する。 請け書 保証人の連署する請け書と必要書類の受理。 家賃の通知 町(村)営住宅入居申込書添付の収入を証する書類から、家賃を算出し通知する。 敷金の徴収 入居時における家賃の3カ月分に相当する金額の敷金を徴収する。	同左		

現 況		調 整 方 針	備 考		
記載事項	中 条 町			黒 川 村	
維持管理等	<p>使用料の納入時期 毎月末までに、その月分を納付。</p> <p>延滞金 家賃を納期限までに納付しない場合、延滞金を徴収。 年 10.95% 延滞金が 100 円未満の場合は徴収しない。</p> <p>修繕 ・入居者負担以外の共用部分の施設（住宅本体、エレベーター、給排水施設、電気施設）の維持管理、修繕。</p> <p>・各住宅内の故障・不具合の点検及び修繕依頼。</p> <p>・住環境に関する苦情処理。</p> <p>住宅管理人 町営住宅監理員（職員から任命）を補助する為、住宅管理人を置いている。</p> <p>退去 ・退去時の検査（毀損箇所の修繕指示、原状回復指示）。</p> <p>・敷金の返還</p>	<p>同左</p> <p>修繕 ・共用部分なし。</p> <p>・負担区分にそって各住宅の修繕を行う。</p> <p>・同左</p> <p>住宅管理人 住宅管理人は置いていない。</p> <p>退去 ・同左</p> <p>・同左</p>	合併時に中条町の例により統一する。		
		財政への影響額 単位：千円			
			予算額	調整後見込額	影響額（増減）
		中条町	5,530	5,530	0
		黒川村	3,121	3,121	0
		計	8,651	8,651	0
関係法令等	中条町営住宅管理条例 中条町営住宅管理条例施行規則	黒川村営住宅管理条例 黒川村営住宅管理条例施行規則 黒川村営住宅監理員及び村営住宅管理人に関する規則	備考 平成 1 5 年度当初予算ベース		